

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【届出者の氏名又は名称】	C S R I 5号株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
【電話番号】	(03) 5579 - 9088
【事務連絡者氏名】	代表取締役 前田 拓
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	C S R I 5号株式会社 (東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、C S R I 5号株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、トーイン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1号各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第 1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

トーイン株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社企業支援総合研究所（以下「C S R I」といいます。）が運用、管理又はアドバイスを提供する企業支援総合研究所 1 号投資事業有限責任組合（以下「C S R I 運営ファンド」といいます。）により発行済株式の全てを所有されている日本法に基づき設立された C S R I 4 号株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得、所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2025 年 6 月 24 日に設立された株式会社です。本書提出日現在、C S R I、C S R I 運営ファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

C S R I は、2022 年 11 月に企業成長の源泉は「人財」であるという信念のもと設立された、国内の中堅中小企業を支援する独立系パイアウトファームです。C S R I は、プライベート・エクイティ（以下「P E」といいます。）投資及びその関連業務を取り扱う P E 業界の第一線で投資経験を積んだ投資プロフェッショナルが案件組成及び投資活動を行うと共に、経験豊富な経営幹部人財によるコーチングや株式インセンティブ（注 1）を含めたサーチファンド（注 2）型の経営人財支援の仕組みを通じ、支援先の要望に応じた適切な経営人財の招聘と既存経営陣を含む支援先経営陣のリーダーシップ強化を実現する「人財ファンド」です。

C S R I の 1 号ファンドである C S R I 運営ファンドは、主に事業承継や人材確保に課題を抱える中堅中小企業を支援対象としています。投資実績としては、株式会社エース（以下「エース」といいます。）への資本参加、エースを通じた株式会社アイセイへの資本参加、株式会社マテリサグループ（以下「マテリサグループ」といいます。）の設立及びマテリサグループを通じた株式会社紅久への資本参加があげられます。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを 2025 年 12 月 23 日から開始することを決定いたしました。

（注 1） 「株式インセンティブ」とは、役員や従業員に対して、業績に連動して会社の株式そのもの、または将来株式を受け取る権利を報酬として付与する制度の総称です。

（注 2） 「サーチファンド」とは、経営者を目指す個人が投資家の支援を受けながら企業の M & A / 事業承継を主導し、自ら承継先の経営に携わる投資の仕組みを意味しております。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数 1,010,417 株、所有割合（注 3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数 127,000 株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数 127,000 株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数 66,000 株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数 24,000 株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトーイン共栄会（所有株式数 587,700 株、所有割合：11.68%）、artience 株式会社（所有株式数 197,000 株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数 182,500 株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数 170,000 株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキョ（所有株式数 112,400 株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数 109,800 株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数 89,600 株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数 86,100 株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数 50,000 株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数 47,400 株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱 U F J 銀行（所有株式数 44,000 株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数 37,200 株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数 33,000 株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数 32,200 株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数 31,400 株、所有割合：0.62%）、並びに王子マテリア株式会社（所有株式数 0 株、所有割合：0.00%（注 4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、トーイン共栄会（所有株式数 587,700 株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーイン共栄会）」といい、山科家応募合意株主及びトーイン共栄会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これら全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全

て（所有株式数の合計：3,164,717株、所有割合の合計：62.88%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しており（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。

また、本応募合意株主のうち、トーイン共栄会の会員でもある株主は、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トーイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキョ（トーイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トーイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トーイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トーイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、王子ホールディングス株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数1,131株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.02%）、有限会社誠和運輸（トーイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：6,038株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.12%）です。各株主のトーイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載してあります。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科 統氏	1,010,417	20.07
2	山科 進太郎氏	127,000	2.52
3	山科 実桜氏	127,000	2.52
4	古川 知子氏	66,000	1.31
5	山科 智氏	24,000	0.48
小計(山科家応募合意株主)		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキョ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	王子マテリア株式会社		
小計(その他株主)		1,222,600	24.29
トーイン共栄会			
21	トーイン共栄会	587,700	11.68
合計		3,164,717	62.88

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるため、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を3,355,500株（所有割合：66.67%）と設定しており、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,355,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,355,500株（所有割合66.67%）は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数（1,344,253株）を控除した株式数（5,033,247株）に係る議決権の数（50,332個）の3分の2（33,555個、小数点以下を切上げ）に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数（3,355,500株）に設定しております。これは、公開買付者は、本取引において対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを対象者に要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）の実施をする可能性があるため、本株式併合を実施する際に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続を確実に実施すべく、公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。一方、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,355,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者親会社からの借入れにより賄うことを予定しており、公開買付者親会社は、当該借入れに係る資金を、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）並びにC S R I 運営ファンドからの出資により賄うことを予定しております。なお、本銀行融資は、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに実行されることを予定しております。

なお、対象者が2025年12月22日付で公表した「C S R I 5号株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのこと。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

### ( ) 対象者を取り巻く経営環境

対象者は、1955年2月に中峰弘氏によって創業され、1958年4月に東京印刷紙器株式会社を設立、1987年6月に現在の商号であるトーイン株式会社に変更し、創業以来、印刷技術を基本として紙製及び樹脂製パッケージの製造販売を中心に事業展開を行ってきたとのこと。対象者株式については、資本市場からの資金調達及び社会的信用力、知名度向上を目的として、1991年11月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場し、2010年4月、ジャスダック証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の経営統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場、2013年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場したのち、2022年4月に実施された東京証券取引所における市場区分見直しにより、本書提出日現在においては東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのこと。

対象者は本書提出日現在、対象者と連結子会社2社、持分法適用会社1社（以下、対象者、連結子会社2社及び持分法適用会社1社を総称して、「対象者グループ」といいます。）で構成されており、包装資材事業、精密コーティング事業を主たる事業としているとのこと。各事業内容は以下のとおりとのことです。

### (ア) 包装資材事業

紙器、樹脂パッケージ、ラベル、説明書等の製造販売を行っており、高い技術力からパッケージにおける表示内容の意匠性、厳密性を求められる化粧品・トイレットリー・医薬品業界で高いプレゼンスを有していると対象者が考えている、化粧品・食品・医薬品・日用品業界の大手メーカー等を主な顧客としているとのこと。また連結子会社TOIN（THAILAND）CO., LTDでは包装資材、材

料の輸出入及び販売を、連結子会社のTOIN VIETNAM CO., LTD.及び関連会社Printing Solution Co., LTD.では紙器、樹脂パッケージ等の製造販売をしているとのことです。

(イ) 精密コーティング事業

電子部品・記録媒体・建材等の幅広い分野での精密コーティング製品の受託製造を行っているとのことです。

(ウ) その他事業

食品・化粧品・医薬部外品等の加工・セットを受託するほか、販促品等の商品を販売しているとのことです。

対象者グループは、包装資材業界において、創業70年の業歴の中で培った高い技術力、顧客との長期にわたる信頼関係を基に事業を展開してきたとのことです。2021年度には持続的な成長と企業価値向上のために2024年度を最終年度とする3ヶ年中期経営計画を策定し、推進しておりましたが、資源・エネルギーの高騰、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、地政学リスクの高まりなど、事業環境に大きな変化が生じたことを背景に2024年2月22日に2024～2026年度を対象とした新3ヶ年中期経営計画（以下「対象者中期経営計画」といいます。）を公表しているとのことです。『パッケージで人生(LIFE)をもっと明るく、豊かに』をスローガンとし、新技術開発、新しい事業の柱の構築など、将来に向けた諸施策をはじめ、精密コーティング事業や海外事業への取組み強化、環境負荷軽減などESG経営の実践、成長分野への選択と集中、保有資産の戦略的活用、生産体制の再編成による事業基盤の再構築により、持続的成長と一層の企業価値向上に努め、「総合パッケージング企業」を目指すこととしているとのことです。

対象者グループを取り巻く事業環境について、将来的な人口減少等により需要の縮小が見込まれるものの、包装資材事業については、需給環境が底堅く推移しているほか、精密コーティング事業については、半導体関連等の高精細なコーティング製品への需要が急増しており、今後も安定的に市場推移を続けるものと認識しているとのことです。その一方で、生産年齢人口の減少、DX（注5）等の技術革新、インフレに伴う諸資材・エネルギー価格、物流コストや人件費の上昇等の今後見込まれる長期的な事業環境の変化へ対応するべく、原価管理の精微化、生産の効率化や採算性重視の受注戦略の重要性がより一層高まっていると考えているとのことです。

（注5） 「DX」とは、デジタルトランスフォーメーションの略であり、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいいます。

このような対象者を取り巻く経営環境下で、上記に記載した対象者中期経営計画の取組みに加えて、生産設備の総合的な再編と最適な再配置、健全な財務体質の維持、確保等、早急に対処しなければならない課題が存在していると認識しているとのことです。

( ) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

C S R Iは、2023年12月上旬に、対象者の筆頭株主である山科氏より、以前から交流のあった野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を介して、山科氏が保有する対象者株式の取得の検討について初期的な打診を受け、2024年2月に対象者との面談を実施しました。その後、2024年8月上旬に、山科氏より、山科氏が保有する対象者株式の取得についての検討を行うとともに、山科氏に対して対象者株式の取得に係る初期的な意向表明書を提出するよう正式な依頼を受けました。なお、山科氏によれば、山科氏は、同時期に、C S R I以外にも、2社のP Eファンドに対して、山科氏が保有する対象者株式の取得の検討を行うよう打診を行っていたものの、C S R I以外の当事者からは、当該株式の取得について関心が示されなかったことに加え、対象者の事業に対するシナジーや株価に対するプレミアムを付した価格提案が期待できると考えたことを踏まえ、C S R Iが対象者株式の最良の譲渡候補者であると判断し、その後の協議及び交渉を行うこととしたとのことです。これを受けて、C S R Iは、対象者の事業内容、経営戦略、財務状況、市場環境や競争上のポジション等について多角的な検討を開始し、初期的な検討を踏まえ、2024年8月30日付で、対象者取締役会における賛同を前提に、山科氏が保有する対象者株式を含む対象者の発行済株式の全て（自己株式を除く）を公開買付けのプロセスを通じて取得し、対象者株式を非公開化する提案を趣旨とする意向表明書（以下「筆頭株主向け意向表明書」といいます。）を山科氏に対し提出しました。なお、筆頭株主向け意向表明書においては、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の想定を800円（提案日の前営業日である2024年8月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値669円に対して19.58%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値622円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して28.62%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値621円に対して28.82%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値626円に対して27.80%のプレミアムを加えた価格）としております。

C S R Iは、筆頭株主との協議と並行し、2024年2月上旬から対象者とも直接協議を開始しており、筆頭株主向け意向表明書も踏まえ、C S R Iは、2025年3月13日に、対象者より、対象者株式の非公開化に関する提案をおこなう意向がある場合は2025年3月24日を期日として対象者取締役会宛てに正式な意向表明書を提出するよう、要請を受けました。さらに、C S R Iは、2025年3月17日に、山科氏より、対象者取締役会に対して意向表明書の提出をするよう、再度要請を受けました。

かかる対象者及び山科氏からの提案要請を受け、もとよりC S R Iは、対象者の主力事業が属する包装資材業界は、国内人口減少等により将来的な需要の縮小が一定程度見込まれるものの、安定的に市場推移を続けるものと考えており、その上で、70年の業歴を誇る対象者は、化粧品・食品・医薬品・日用品メーカーを中心に多くの優良顧客との取引実績を有し、特にパッケージにおける表示内容の厳密性や意匠性を求められる医薬品・化粧品・トイレタリー業界においては高い市場シェアを有する国内有数の有力企業であることについて高く評価をしており、対象者株式の取得に強い関心を有していたことを踏まえ、C S R Iは、2025年3月21日に、対象者に対して、本公開買付価格を880円（提案日の前営業日である2025年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値683円に対して28.84%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値679円に対して29.60%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値664円に対して32.53%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値669円に対して31.54%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案書（以下「2025年3月21日付提案書」といいます。）の提出を行い、提案内容について、同年4月8日に対象者の各取締役と、同年4月14日に本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。以下同じです。）と面談を行いました。

そしてC S R Iは、2025年5月下旬、C S R I、公開買付者、C S R I運営ファンド、公開買付者親会社（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）、対象者並びに本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券を、公開買付者ら、対象者並びに本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をそれぞれ選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始いたしました。そして、C S R Iは2025年5月下旬から同年7月中旬にかけて実施した対象者経営陣及び実務担当者に対するビジネス、財務、税務、法務、環境に関するインタビューやサイトビジットを含む当該デュー・ディリジェンスの途中経過を踏まえて、対象者の事業、財務及び将来計画に関する多面的かつ総合的な分析を行い、対象者の事業全体を次なるステージへと成長させるための方針として、以下のような支援が可能であると考えております。

(ア) ガバナンス体制の強化

対象者においては、I T基幹システムの導入や設備の老朽化等、全社横断的に解決すべき重要な経営課題（以下「重要経営課題」といいます）が存在することを認識しております。しかしながら、当該重要経営課題への対応は通常業務に付随して行われている状況にあり、現時点では十分な人員及び時間を確保することが困難であることから、対応の進捗が限定的となっているものと認識しております。経営の監督と業務執行を明確に分離する体制を構築し、C S R Iが取締役に参画することで、経営の進捗

管理・モニタリング機能を確立し、重要経営課題を含む各種経営課題対応や経営施策全般について、適時適切に推進できると考えております。

そのようなガバナンス体制の強化を通じて、経営陣が施策の迅速かつ着実な遂行に集中できる環境を整え、属人的ではない再現性のある経営を実現し、企業の潜在力を最大限に発揮できると考えております。

#### (イ) D X ・ 業務基盤の整備

対象者においては、営業から生産までの各工程が分断され、一貫したシステムの導入が進んでいないことから、正確な採算性の把握や製造状況の可視化に改善余地があると認識しております。これらの課題に対し、ITシステムの再構築や製造可視化システムの導入、見積数値の精緻化・共通化の支援が可能と考えております。過去にも対象者はITシステムの大規模刷新を図ったものの、検討途中でプロジェクトを中止したと認識しておりますが、今後は段階的に新しいシステムを導入し、より着実にDXを推進していくことを検討しております。

採算性に基づく営業判断の精度を高めることで、生産計画の精緻化や価格交渉の再設計を可能とし、段階的かつ継続的に成長を続ける組織づくりを後押しできると考えております。

#### (ウ) 生産アライアンスの構築および提携・M & Aの推進

工場稼働率の標準化や老朽設備更新に伴うキャパシティ調整の選択肢として、生産アライアンスの構築をサポートし、生産キャパシティの柔軟化や仕入・販売双方での交渉力強化を図るとともに、大口案件への対応力を高めることが可能と考えております。

さらに提携・M & Aを通じて事業規模・業容の拡大を実現し、対象者が培ってきた技術やノウハウをより多くのお客様に提供できる体制を整備できると考えております。対象者のM & A戦略立案から実行・PMI（注6）までのサポート及び将来的に対象者単独でM & Aを実行可能となるような体制の構築といった一連のプロセスを一気通貫で支援することができると考えております。

（注6） 「PMI」とは、Post Merger Integration（ポスト・マージャー・インテグレーション）」の略称で、M & A（合併・買収）成立後に、その効果を最大化するために必要なプロセスのことをいいます。

#### (エ) 資本政策と推進体制の強化

上記の重要経営課題の解決に際し、企業価値向上に資すると判断される施策の実行に資金が必要な場合、借入金のみでは賄えない局面においても、CSRIが単独株主として迅速に追加出資を行うことで資金確保が可能になると考えております。

併せて重要経営課題を着実に推進するためPMOオフィス（注7）を新設し、プロジェクト・マネジメント手法（注8）やKPI（注9）の可視化等を導入するとともに、CSRIのネットワークを通じた経営人財の招聘や必要に応じた外部専門家の起用により、遅延や大幅な変更のない運営体制を実現できると考えております。

（注7） 「PMOオフィス」とは、「Project Management Office」のことであり、組織内で複数のプロジェクトを横断的に管理・支援する専門部門や機能のことを意味しております。

（注8） 「プロジェクト・マネジメント手法」とは、プロジェクトを成功に導くために、計画立案から実行、完了までの一連のプロセスを最適に管理・制御する体系的な方法論やツールの総称です。

（注9） 「KPI」とは、「Key Performance Indicator」の略であり、目標を達成するための重要な評価指標を意味しております。

なお、対象者の上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、上場会社として享受してきた知名度や信用力、人材の確保に影響を及ぼす抽象的な可能性が想定されますが、対象者の現在の財務状況等を考慮するとエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれず、これまでの長きにわたる事業活動や社会活動を通じて、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係を構築出来ているため、本取引を通じた非公開化のデメリットは限定的であると考えています。

上記の検討を踏まえ、2025年7月14日に、対象者に対して、本公開買付価格を880円（提案日の前営業日である2025年7月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値655円に対して34.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値670円に対して31.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値675円に対して30.37%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値672円に対して30.95%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案書（以下「2025年7月14日付提案書」といいます。）の提出を行いました。その後、CSRIは、対象者の経営陣と複数回にわたって面談を実施し、事業戦略及び資本政策について協議を行いました。また、その協議を行う中で、対象者の中長期的な成長と企業価値向上を達成する

ための課題についても改めてヒアリングを行いました。また、2025年7月14日付提案書の内容は、山科氏に対しても共有されていたところ、その後、C S R Iは、2025年8月28日、山科氏より、山科氏との間の交渉の過程で、C S R Iが本公開買付価格として提案した880円について、価格の引上げを行うよう、再検討を要請されました。対象者との協議及び、山科氏からのかかる要請を受け、C S R Iは、本公開買付価格の引上げについて真摯に検討を行い、2025年8月28日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,000円（提案日の前営業日である2025年8月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値755円に対して32.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値733円に対して36.43%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値692円に対して44.51%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値687円に対して45.56%のプレミアムを加えた価格）とし、財務面に係る対象者の意向を踏まえ、公開買付価格及び公開買付けに係る資金の調達方法を一部変更した旨の提案書（以下「2025年8月28日付提案書」といいます。）の提出を行いました。その後、2025年9月19日に実施した対象者との面談の中で、対象者より、C S R Iが本公開買付価格として提案した1,000円について、足元の株価水準を踏まえた価格の再検討を要請されました。対象者からのかかる要請を受け、C S R Iは本公開買付価格の更なる引上げについて真摯に検討を行い、2025年9月25日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,100円（提案日の前営業日である2025年9月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値909円に対して21.01%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値854円に対して28.81%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値748円に対して47.06%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値712円に対して54.49%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案書（以下「2025年9月25日付提案書」といいます。）の提出を行いました。これに対して、C S R Iは、対象者から、2025年12月8日に、2025年9月25日付提案書における本公開買付価格は、類似過去事例におけるプレミアム水準と比較して十分でないと考えており、対象者の一般株主の利益に配慮したものはいい難いとして、本公開買付価格の再検討の要請を受けました。対象者からのかかる要請を受け、C S R Iは本公開買付価格の更なる引上げについて真摯に検討を行い、2025年12月10日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,180円（提案日の前営業日である2025年12月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値834円に対して41.49%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値846円に対して39.48%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値871円に対して35.48%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値789円に対して49.56%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案書（以下「2025年12月10日付提案書」といいます。）の提出を行いました。これに対して、C S R Iは、対象者から、2025年12月15日に、2025年12月10日付提案書における本公開買付価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分を対象者の株主に適切に分配する価格として再考する余地があるとして、本公開買付価格の再検討の要請を受けました。対象者からのかかる要請を受け、C S R Iは本公開買付価格の更なる引上げについて真摯に検討を行った結果、1,180円という価格は十分なプレミアム水準にあり、対象者の多くの株主の皆様利益に資するものであるとの認識に変わりはないと判断し、2025年12月16日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,180円（提案日の前営業日である2025年12月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値842円に対して40.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して40.48%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値866円に対して36.26%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値794円に対して48.61%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案書（以下「2025年12月16日付提案書」といいます。）の提出を再度行いました。更に、これに対して、C S R Iは、対象者から、2025年12月17日に、2025年12月16日付提案書における本公開買付価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分を対象者の株主に適切に分配する価格として再考する余地があるとして、再度、本公開買付価格の再検討の要請を受けました。対象者からのかかる要請を受け、C S R Iは本公開買付価格の更なる引上げについて真摯に検討を行い、2025年12月18日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,187円（提案日の前営業日である2025年12月17日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値850円に対して39.65%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値841円に対して41.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して37.38%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値797円に対して48.93%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案書（以下「2025年12月18日付提案書」といいます。）の提出を行いました。これに対して、C S R Iは、対象者から2025年12月19日に、本特別委員会の意見を踏まえて、最終提案価格を応諾する旨の回答を受領しました。

上記の対象者及び本特別委員会並びに山科氏との交渉と並行して、C S R Iは、2025年8月中旬から、山科氏との間で本応募契約（山科家応募合意株主）の締結に向けた協議を開始しておりましたが、C S R Iは、山科氏との間で、同年9月26日付で、同日から1年を経過する日までの間、山科氏が、第三者との間で本取引の実行を困難にし又は本取引の実行の支障になるおそれのある取引に関連し、情報提供、提案、勧誘、協議、交渉、合意又は取引の実行をしないこと等を約する合意書を締結しました（詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。その後、2025年11月下旬に、山科家応募合意株主との間で本応募契約（山科家応募合意株主）の締結に向けた交渉を開始し、2025年12月22日、公開買付者は山科家応募合意株主との間で山科家応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募することを含む本応募契約（山科家応募合意株主）を締結いたしました。

以上の交渉を経て、公開買付者は2025年12月22日、本公開買付価格を1,187円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

( ) 検討体制の構築の経緯

上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、山科氏より、2024年8月上旬に、C S R Iを含む3社のP Eファンドに対して、山科氏が保有する対象者株式の取得の検討を行うよう打診すること、その後2024年8月30日付でC S R Iより筆頭株主向け意向表明書を受領したとの連絡を受け、筆頭株主向け意向表明書の提出並びに筆頭株主向け意向表明書の提出を踏まえたC S R I及び対象者間における協議が行われたことを受けて、対象者は、2024年9月上旬から、本取引の実施の是非等を含めた対象者の資本政策の検討を開始したとのことです。

対象者は、本取引における対象者及び対象者取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2024年12月10日付の対象者の取締役会の決議により、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）を設置するとともに、本取引の提案を検討するにあたって、対象者が講ずべき公正性担保措置や特別の利害関係を有し又はそのおそれのある取締役等の考え方の整理等、本取引に関する諸手続きを含む対象者取締役会の意思決定の方法及びその他の留意点について、独立した専門的助言を受けることを目的として、公開買付者ら、対象者及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選任したとのことです。

その後、対象者は、2025年3月21日に、C S R Iから、対象者の取締役会宛の2025年3月21日付提案書を受領したため、対象者の企業価値向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、2025年5月21日に公開買付者ら、対象者及び本応募合意株主からの独立性を有し、公開買付者との価格交渉等に関するサービスについて豊富な経験及び高い専門性を有する大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

( ) 検討・交渉の経緯

対象者は、上記体制の下、本取引の意義・目的を含む本公開買付けの概要、対象者グループを取り巻く事業環境及び対象者グループの事業の状況、本取引が対象者グループに与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向、大和証券からの対象者株式の価値算定結果に関する報告及びC S R Iとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言等を踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。また、対象者は、本特別委員会も交えて定期的に協議を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、対応を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、C S R Iから、山科氏に対する筆頭株主向け意向表明書を受領後に、C S R Iから2024年9月上旬に面談の要請を受けたことを踏まえて、C S R Iと複数回にわたって本取引に関する協議を行ってきたとのことです。その後、対象者は、本取引の内容を具体的に検討するため、2025年3月13日にC S R Iに対して、対象者株式の非公開化に関する提案を行う意向がある場合は2025年3月24日を期日として対象者の取締役会宛てに正式な意向表明書を提出するように要請を行ったとのことです。

本特別委員会は、2025年3月21日にC S R Iより2025年3月21日付提案書を受領したことを踏まえて、本特別委員会における検討・協議を進め、2025年4月14日開催の本特別委員会において対象者の取締役から2025年3月21日付提案書に記載の内容に関する説明を受けるとともに、本取引の意義・目的、本取引後の経営体制・事業方針に関して質疑応答を行ったとのことです。さらに、2025年7月14日にC S R Iより2025年7月14日付提案書を受領したことを踏まえて、2025年7月17日にC S R Iから対象者取締役に対し、対象者事業に対する認識や本取引後の方針について説明を受けるとともに、これに対する質疑応答を行ったとのことです。さらに2025年8月13日開催の本特別委員会において、本特別委員会とC S R Iとの間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について質疑応答を行ったとのことです。その後も、C S R Iから2025年8月28日付提案書、2025年9月25日付提案書を受領し、本特別委員会及び対象者取締役とC S R Iとの間で複数回にわたる面談を実施し、C S R Iに対する理解を深めるとともに、本取引に係る取引条件及び本取引後の経営体制について質疑応答、協議及び検討を継続的に行ってきたとのことです。その後、対象者は2025年12月12日にC S R Iに対して、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針に関する質問状を提出し、2025年12月15日にC S R Iから回答を受領したとのことです。

本公開買付価格については、対象者は、C S R Iから複数回にわたる本公開買付価格の引上げの提案を受領したとのことです。具体的には、対象者は、C S R Iが対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの途中経過を踏まえて得られた情報を総合的に勘案した結果として、2025年7月14日に、本公開買付価格を880円（提案日の前営業日である2025年7月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値655円に対して34.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値670円に対して31.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値675円に対して30.37%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値672円に対して30.95%のプレミアムを加えた価格）とするものの提案を含む2025年7月14日付提案書を受領したとのことです。その後、対象者は、C S R Iから、2025年8月28日に、山科氏からC S R Iに対する価格引上げの要請を踏まえ、本公開買付価格を1,000円（提案日の前営業日である2025年8月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値755円に対して32.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値733円に対して36.43%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値692円に対して44.51%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値687円に対して45.56%のプレミアムを加えた価格）とし、財務面に係る対象者の意向を踏まえ、一部条件を変更する旨の提案を含む2025年8月28日付提案書を受領したとのことです。さらに、対象者は、C S R Iから、2025年9月25日に、対象者からC S R Iに対する価格引上げの要請を踏まえ、本公開買付価格を1,100円（提案日の前営業日である2025年9月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値909円に対して21.01%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値854円に対して28.81%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値748円に対して47.06%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値712円に対して54.49%のプレミアムを加えた価格）とする旨の提案を含む2025年9月25日付提案書を受領したとのことです。

その後、対象者は2025年9月25日付提案書の内容に関し、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券からの助言並びに本特別委員会における協議を踏まえ、2025年12月8日に、C S R Iに対して、当該提案価格は、類似過去事例におけるプレミアム水準と比較して十分ではなく、対象者の一般株主の利益に配慮されたものとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、2025年12月10日、C S R Iから本公開買付価格を1,180円（提案日の前営業日である2025年12月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値834円に対して41.49%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値846円に対して39.48%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値871円に対して35.48%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値789円に対して49.56%のプレミアムを加えた価格）とするものの提案を含む2025年12月10日付提案書を受領したとのことです。しかし、対象者は2025年12月15日に、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分を対象者の株主に適切に分配する価格として再考いただく余地があるとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、C S R Iから、12月16日に本公開買付価格を1,180円（提案日の前営業日である2025年12月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値842円に対して40.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して40.48%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値866円に対して36.26%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値794円に対して48.61%のプレミアムを加えた価格）とするものの提案を含む2025年12月16日付提案書を受領したとのことです。これに対して、対象者は2025年12月17日に、2025年12月16日付提案書における本公開買付価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分を対象者の株主に適切に分配する価格として再考する余地があるとして、再度、本公開買付価格の再検討の要請をしたとのことです。その後、C S R Iから、12月18日に本公開買付価格を1,187円（提案日の前営業日である2025年12月17日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値850円に対して39.65%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値841円に対して41.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して37.38%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値797円に対して48.93%のプレミアムを加えた価格）とするものの提案を含む2025年12月18日付提案書を受領したとのことです。

これに対し、2025年12月19日、対象者は、本特別委員会の意見を踏まえて、当該提案価格に応諾する旨の回答を行ったとのことです。

なお、公開買付者からの本取引に係る提案に関する分析及び検討を行っている中、対象者は、2025年10月2日に、公開買付者以外の第三者（以下「本後行提案者」といいます。）から対象者を本後行提案者の完全子会社とするための取引（以下「本後行提案取引」といいます。）に関する初期的な意向表明書（以下「本後行提案者による2025年10月2日付提案」といいます。）を受領したとのことです。対象者は、2025年10月10日の取締役会において、本取引に加えて本後行提案取引についても、対象者の資本政策の一環として検討すること及び本特別委員会において諮問することを決議したとのことです（当該諮問事項の詳細は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）が、山科氏から本後行提案者に対して、2025年10月30日付で、山科氏が所有する対象者株式を本後行提案者に対して譲渡する意向がない旨の書面（以下「2025年10月30日付書面」といいます。）が提出されたとのことです。2025年10月30日付書面を受けて、本後行提案者から対象者に対して、本後行提案取引は山科氏との間の応募合意が前提条件であるため、上記の山科氏の意向下において、本後行

提案取引の検討を積極的に進めることが難しいとの見解が示されたことから、対象者と本後行提案者は本後行提案取引に係る協議を中止するとともに、2025年12月8日付の取締役会において本特別委員会における諮問事項を本諮問事項（下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」に定義します。）とする決議をしたとのことです。対象者は、本後行提案者による2025年10月2日付提案以外には、本取引に係る提案に関する提案を受領していないとのことです。

( ) 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、2025年12月22日開催の対象者取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに2025年12月19日付で大和証券から提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2025年12月19日付で提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、以下のとおり、対象者は、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者株式の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものになっているとの結論に至ったとのことです。

具体的には、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )対象者を取り巻く経営環境」に記載のとおり、対象者グループを取り巻く事業環境の中で、対象者グループは、将来的な人口減少等により需要の縮小が見込まれるものの、安定的に市場推移を続けるものと認識している一方で、生産年齢人口の減少、DX等の技術革新、インフレに伴う諸資材・エネルギー価格、物流コストや人件費の上昇等の今後見込まれる長期的な事業環境の変化へ対応するべく、ガバナンス体制の強化、資本政策の再検討、経営人材の育成・確保といった従来から存在していた課題に早急に対応する必要があると認識しているとのことです。

対象者としては、対象者中期経営計画への取組みや上記経営課題への対応を加速させることが可能となるところ、対象者が上場をしており、対象者に少数株主が存在している現在の状況では、対象者の少数株主の利益を図る観点から、機動的な経営資源の活用や意思決定の柔軟性及びスピードには一定の制約があると認識しているとのことです。

しかしながら、本取引により対象者が非公開化することで、そうした制約を受けずに、短期的な業績にとらわれない中長期的な視点での取組みや意思決定の迅速化を実現することができると考えているとのことです。

このような状況の下、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の(ア)ないし(エ)の施策は、対象者の中長期的な更なる企業価値向上のために積極的に推進していくべき施策であり、C S R Iがこれまで培ってきた、事業改革支援の経験及びC S R Iが保有する人材面と資金面を中心とした経営資源等を活用することにより、対象者中期経営計画への取組みや経営課題への対応をはじめとした各種施策の実行が可能になると考えているとのことです。

さらに、下記「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、C S R Iは、対象者現経営陣が引き続き経営の中核を担った上で、C S R Iの役員及び必要に応じてC S R Iが招聘した外部人材が経営陣として参画をし、伴走支援するかたちで対象者の更なる企業価値向上の実現を目指すことを基本方針としており、それらの支援により、対象者単独では成し得ない成長を実現することができると考えているとのことです。

対象者としては、本取引を通じて対象者株式が非公開化し、C S R Iとの協働が可能となること、対象者の企業価値向上に資するものと判断したとのことです。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、上場会社としての知名度・ブランド力低下による、取引先その他ステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下や人材採用の不安定化、また、資本市場からの資金調達を行うことができなくなる点が挙げられるとのことです。

しかしながら、対象者はいわゆるB to Bビジネスを営むものであり、対象者の知名度・ブランド力については、創業から70年の業歴の中で培った顧客との信頼関係や取引実績を通じて獲得・維持されている部分が多いため、対象者株式の非公開化によって重大な影響を受けることはなく、むしろ本取引の実行後は資本市場からの資金調達については、本取引によって、C S R Iの信用力を背景に適宜最適な資金調達手段の活用が可能となることから、対象者が、本取引を通じて非公開化を行うデメリットは限定的であると考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点などから、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (ア) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「( ) 算定の概要」に記載されている大和証券による対象者株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法による算定結果の上限を上回り、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の上限を上回ること。
- (イ) 本公開買付けの公表日(2025年12月22日)の前営業日である2025年12月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値の853円に対して39.16%、同日までの過去1ヶ月間(2025年11月20日から2025年12月19日まで)の終値単純平均値843円に対して40.81%、同日までの過去3ヶ月間(2025年9月22日から2025年12月19日まで)の終値単純平均値861円に対して37.86%、同日までの過去6ヶ月間(2025年6月20日から2025年12月19日まで)の終値単純平均値799円に対して48.56%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、本公開買付価格には本取引と類似の事例との比較において相応のプレミアムが付されているものと認められること。
- 具体的には、経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)が公表された2019年6月28日以降から2025年11月28日までに公表し成立した国内上場企業を対象とし資本関係のない第三者間による完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例165件のプレミアム水準(公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値42.74%、直近1ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの中央値43.14%、直近3ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの中央値43.77%及び直近6ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの中央値46.34%)と比較しても、概ね近接しており遜色のない水準にあるものと認められること。
- (ウ) 下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること。
- (エ) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

なお、本公開買付価格は、対象者の2025年9月30日時点の簿価純資産額である11,149,717千円を自己株式控除後の発行済株式数(5,033,247株)で割ることにより算出した1株当たり純資産である2,215円(本公開買付価格は当該金額との比較で46%のディスカウント)を下回っているものの、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、対象者が所有する資産のうち、工場や本社においては、建築後相当程度の年月が経過し老朽化しており、また工場及び機械装置においては、汎用性が乏しく即時一括での売却が困難であることを踏まえると、簿価により売却することは困難であり、また、工場については、更地での売却が必要であることが見込まれるものの、その場合には不動産鑑定費用に加えて建物の解体費用及び土壌汚染調査費用等が必要になると考えられること、子会社を含めた対象者グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されるということです。なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定した清算価値を上回っていることの確認までは行っていないということです。また、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えているということです。

以上より、対象者は、2025年12月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたということです。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営体制については本書提出日現在において未定ですが、対象者の現経営陣が引き続き経営の中核を担ったうえで、C S R Iの役員及び必要に応じてC S R Iが招聘した外部人財が経営陣として参画をし、伴走支援するかたちで対象者の更なる企業価値向上の実現を目指すことを基本方針としつつ、その詳細については、本公開買付け成立後に対象者と協議しながら決定していく予定です。

なお、本公開買付け後の対象者の従業員の雇用に関しては、現状どおりの雇用を維持し、更なる処遇改善を目指して参ります。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注10）取引にも該当いたしません。もっとも、本公開買付けは、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として行われる本取引の一環として実施されること及び公開買付者が対象者の大株主であり筆頭株主向け意向表明書の提出時点において対象者取締役であった山科氏と応募契約を締結していることを踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

（注10） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にする取引をいいます。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ ）算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、C S R I から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者ら、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、2025年12月19日付で本株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本取引に係る大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行であることを勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるものではないと判断の上、上記の報酬体系により大和証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本特別委員会において、大和証券の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。

## ( ) 算定の概要

大和証券は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法、及び対象者の業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定方法として用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を行い、対象者は、2025年12月19日付で大和証券より本株式価値算定書を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	: 799円～861円
類似会社比較法	: 773円～1,491円
DCF法	: 505円～975円

市場株価法では、2025年12月19日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の普通取引の基準日における終値853円、直近1ヶ月間の終値単純平均値843円、直近3ヶ月間の終値単純平均値861円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値799円をもとに、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を799円から861円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行い、対象者株式の1株当たり価値の範囲を773円から1,491円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2026年3月期から2030年3月期までの5期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を505円から975円までと算定しているとのことです。

なお、大和証券がDCF法による算定に用いた対象者の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には2025年12月22日付「（開示事項の経過）新工場建設に関するお知らせ」のとおり、2027年10月を操業開始予定として、柏工場の一部機能を移転するための茨城県つくばみらい市における新工場建設を主因として、2028年3月期以降、売上原価並びに販売費及び一般管理費の増加を見込んでいるところ、当該新工場建設による売上高及び営業利益の増加は2030年3月期以降に実現する想定であることから、結果として、営業利益において2028年3月期には前年度と比較して大幅な減益（前年対比60%減少）を、2030年3月には前年度と比較して大幅な増益（前年対比70%増加）を見込んでいるとのことです。また、フリー・キャッシュ・フローでは、上記の現在進行中の生産設備の増強等により2027年3月期から2028年3月期にかけて大幅に減少（137%の悪化）する一方、2029年3月期には設備投資水準の定常回帰により前期と比較して大幅な増加（マイナスからプラスに改善）、2030年3月期には設備投資水準の定常回帰に加え、当該新工場建設による売上高及び営業利益の増加により前期を比較して大幅な増加（前年対比40%増加）を見込んでいるとのことです。

大和証券がDCF法による算定に用いた本事業計画においては、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。

## 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付者ら、対象者及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者ら、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。

## 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

対象者は、2024年12月10日付の取締役会決議に基づき、対象者の取締役会において本公開買付けの是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引における対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者ら、対象者及び本応募合意株主から独立した、対象者社外取締役及び対象者社外監査役から成る委員（対象者の社外取締役である笹見明氏、対象者の社外取締役である熊谷佳也氏及び対象者の社外監査役である原一夫氏の3名）によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、笹見明氏を本特別委員会の委員長として選定しているとのことです。また、対象者は、本特別委員会の設置当初から本特別委員会の委員として上記3名を選定しており、2025年12月22日に至るまで本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしているとのことです。

そして、対象者は、上記の取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引に係るC S R Iの提示する企業価値向上策について、企業価値ひいては株主共同の利益を確保又は向上させるものであるか、(b)上記のほか、本取引に関する事項のうち、対象者の取締役会が特別委員会に追加的に諮問する事項がある場合及び特別委員会が対象者取締役会に意見・答申・勧告すべきと考える事項がある場合、それらの事項について調査・検討・評価・意見・答申又は勧告を行うことについて諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重することとしているとのことです。また、対象者は、併せて、本特別委員会に対して、( )対象者のアドバイザー等を指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、( )本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限（本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は対象者の負担とする。）、( )対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、( )本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与することを、対象者の取締役会において決議しているとのことです。

その後、上記「(2)本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本後行提案者による2025年10月2日付提案を受領したことから、本取引に加えて本後行提案取引についても対象者の資本政策の一環として検討するため、2025年10月10日付の取締役会において、本特別委員会の諮問の対象となる取引の内容及び諮問事項の内容を変更し、本特別委員会に対する諮問事項を(a)対象者の取締役会が本取引に対してどのような意見を表明すべきか及び本取引が対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、(b)対象者の取締役会が本後行提案取引に対してどのような意見を表明すべきか及び本後行提案取引が対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、(c)上記のほか、本取引及び本後行提案取引に関する事項のうち、対象者の取締役会が特別委員会に追加的に諮問する事項がある場合及び特別委員会が対象者取締役会に意見・答申・勧告すべきと考える事項がある場合、それらの事項について調査・検討・評価・意見・答申又は勧告を行うこと、について諮問するよう諮問事項の変更に関する決議をしたとのことです。

さらに、上記「(2)本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年10月30日付書面を受けて、本後行提案者から対象者に対して、本後行提案取引は山科氏との間の応募合意が前提条件であるため、上記の山科氏の意向下において、本後行提案取引の検討を積極的に進めることが難しいとの見解が示されたことから、対象者は2025年12月8日付の取締役会において、本特別委員会の諮問の対象となる取引の内容及び諮問事項の内容を変更し、本特別委員会に対する諮問事項を(a)本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本取引に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）、(c)取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか、(d)上記(a)から(c)を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられるか、(e)対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非（以下、かかる(a)ないし(e)の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問するよう諮問事項の変更に関する決議をしたとのことです。

本特別委員会は、2025年3月25日から2025年12月19日まで合計22回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。

本特別委員会は、公開買付者ら及び対象者から提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、C S R Iに対するインタビューを実施するとともに、C S R Iとの間で複数回にわたって面談を行い、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件、本取引後の経営体制・事業方針等について説明を受けるとともに質疑応答を行ったとのことです。

本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券及び対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けを含む本取引の経緯・背景、内容、意義・目的、対象者の企業価値に与える影響、公開買付者からの関係、各アドバイザーの独立性、本公開買付価格の算定手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、対象者の状況や対象者が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性、開示の適正性その他本取引に関連する事項について説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から本事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で本事業計画の合理性について確認の上、大和証券から対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けているとのことです（なお、大和証券は、株式価値の算定の基礎とされた本事業計画について、対象者と質疑応答を行い、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から、本事業計画の合理性を確認しているとのことです。）。また、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、大和証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえ、本公開買付価格につきC S R Iから1,187円という最終的な提案を受けるに至るまで、対象者の本公開買付価格に係る交渉方針を審議・検討したとのことです。

なお、本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、本特別委員会は、必要に応じてそれらの専門的助言を受けることができることを確認した上、本特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、対象者が社内構築した本取引の検討体制に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認したとのことです。

これらの内容を踏まえ、本特別委員会は、大和証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年12月19日付で、対象者の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

( ) 答申内容

(ア) 本取引の目的は合理的と認められる（本取引が対象者の企業価値向上に資する。）。

(イ) 本取引に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されている（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっている。）。

(ウ) 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると認められる。

(エ) 上記(ア)から(ウ)を踏まえると、本取引は対象者の一般株主にとって不利益なものでないと考えられる。

(オ) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である。

( ) 答申理由

(ア) 本諮問事項(ア)（本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。））に対する答申

以下の(a)から(c)までに記載のとおり、本取引により想定されるシナジーは合理的なものといえることができ、C S R Iの想定と対象者の想定との間に矛盾・齟齬もなく、本取引の実行は、対象者が認識する経営課題の解決に資することが認められる。また、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられない。したがって、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は合理的であると認められる。

(a) 対象者グループを取り巻く事業環境について、将来的な人口減少等により需要の縮小が見込まれるものの、包装資材事業については、需給環境が底堅く推移してきているほか、精密コーティング事業については、半導体関連の高精細なコーティング製品への需要が急増しており、今後も安定的に市場推移を続けるものと認識している。その一方で、生産年齢人口の減少、DX等の技術革新、インフレに伴う諸資材・エネルギー価格、物流コストや人件費の上昇等の今後見込まれる長期的な事業環境の変化へ対応するべく、原価管理の精微化、生産の効率化や採算性重視の受注戦略の重要性がより一層高まっていると考えている。このような対象者を取り巻く経営環境下で、対象者中期経営計画の取組みに加えて、生産設備の総合的な再編と最適な再配置、健全な財務体質の維持、確保等、早急に対処しなければならない課題が存在していると認識している。また、対象者は、対象者を取り巻く上記のような事業環境及び経営課題下で、対象者の中長期的な企業価値向上に向けた事業運営を行っているものの、対象者の企業価値向上に資する様々な施策の立案・実行ができる人材の育成が必ずしも進んでいないことは否定できない状況であると考えている。以上のような対象者による事業環境及び経営課題の認識については、矛盾した点や明らかに客観的事実に反している点はない。したがって、上記事業環境及び経営課題の解決に寄与する方策（M & Aを含むがこれに限られない。）を講じることは、個別に当該方策に係るリスク

や当該方針に伴うデメリットを勘案する必要はあるものの、一般論としては対象者の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。

- (b) C S R Iによれば、C S R Iが想定する本取引のシナジーは、( )ガバナンス体制の強化、( )D X・業務基盤の整備、( )生産アライアンスの構築及び提携・M & Aの推進、( )資本政策と推進体制の強化である。一方で、対象者が想定する本取引のシナジーは、対象者が非公開化することで、短期的な業績にとらわれない中長期的な視点での取組みや意思決定の迅速化を実現することができると考えていること、C S R Iがこれまで培ってきた、事業改革支援の経験及びC S R Iが保有する人材面と資金面を中心とした経営資源等を活用することにより、対象者中期経営計画への取組みや経営課題への対応をはじめとした各種施策の実行が可能になること、C S R Iが、対象者現経営陣が引き続き経営の中核を担った上で、C S R Iの役職員及び必要に応じてC S R Iが招聘した外部人材が経営陣として参画をし、伴走支援するかたちで対象者の更なる企業価値向上の実現を目指すことを基本方針としており、それらの支援により、対象者単独では成し得ない成長を実現することができると考えていることである。特に、について、事業改革支援の経験が豊富なC S R Iの人材と共同して対象者の事業運営を行うことにより、対象者の経営課題や事業環境に対する効果的なソリューションを立案・実行できる次世代を担う人材を育成することが期待できると考えている。また、対象者の企業価値向上に資する各施策の実行にあたっては、その性質上一定のコストがかかる施策が発生すると考えられるところ、C S R Iが単独株主として迅速に追加出資を行うことで対象者単独では成し得なかった資金調達を行うことが可能となり、当該施策を実行できると考えている。上記の想定されるシナジーの内容は、相互に矛盾する点や明らかに客観的事実に反している点は見当たらず、合理的なものであると考えられる。また、C S R Iと対象者が想定するシナジーは概ね一致しており、相互に矛盾又は齟齬はない。
- (c) 本取引による対象者におけるデメリットとして、上場会社としての知名度・ブランド力低下による、取引先その他ステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下や人材採用の不安定化、また、資本市場からの資金調達を行うことができなくなる点が挙げられる。しかしながら、対象者は、いわゆるB to Bビジネスを営むものであり、対象者の知名度・ブランド力については、創業から70年の業歴の中で培った顧客との信頼関係や取引実績を通じて獲得・維持されている部分が多いため、対象者の非公開化によって重大な影響を受けることはない。また、資本市場からの資金調達に関しては、本取引の実行後はC S R Iの信用力を背景に適宜最適な資金調達手段の活用が可能となると考えられる。したがって、対象者が、本取引を通じて非公開化を行うデメリットは限定的である。
- (イ) 本諮問事項(イ)(本取引に係る取引条件の公正性・妥当性が確保されているか(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。))に対する答申
- 以下の(a)から(h)までに記載のとおり、本公開買付価格の決定にあたり、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらないこと、本公開買付価格は大和証券により算定された対象者株式の株式価値との比較の観点からしても少数株主にとって不利益ではない水準に十分に達していること、本公開買付価格のプレミアムは、類似事案との比較においてこれと比較しても遜色ない水準であるものといえること、本取引のスキームも妥当であると認められることに照らしても本公開買付けの条件は不合理なものであるとはいえないことから、本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は認められる。
- (a) 本公開買付価格の実際の交渉状況についてみると、C S R Iによる当初の提示額(1株当たり880円)を出発点として、C S R Iが対象者の経営陣と複数回にわたって面談を実施し事業戦略及び資本政策について協議を行っていくとともに、山科氏と公開買付価格の協議を行う中で、C S R Iは、2度にわたり買付価格を引き上げ、公開買付価格を1,100円とする提案を2025年9月25日付提案書において行った。その後、対象者が、大和証券から取得した暫定的な株式価値算定結果、2025年12月10日付提案書、2025年12月16日付提案書及び2025年12月18日付提案書の受領並びに本特別委員会における審議・検討に基づく本特別委員会からの買付価格の引上げ要請を踏まえ、大和証券の助言を受けながらC S R Iと交渉を重ねたことに加え、対象者がC S R Iに対して3度にわたり引き上げ要請を行った結果、C S R Iから、2度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出した上、最終的に本公開買付価格(1株当たり1,187円)での合意に至った。なお、かかる一連の交渉においては、その進行過程において、大和証券から、委員会場で又は電子メールにて適時に本特別委員会に対して共有及び説明がなされ、随時本特別委員会による方針の確認及び本特別委員会の意見の聴取を得ながら、本特別委員会の実質的な関与の下に対象者によって交渉が行われた。その結果、最終的な本公開買付価格は、当初にC S R Iが提示した価格から相応の上積みがされており、対象者として、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされたことが経緯として認められる。以上からすれば、本取引における本公開買付価格の合意は、対象者とC S R Iとの間において、客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであることが推認され、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。
- (b) 本事業計画は、2026年3月期から2030年3月期までの対象者の財務予測として、本取引の実施を前提としないスタンドアローン・ベースで作成されている。対象者によれば、C S R I又はそれらの関係者がその作成に関与し、又は影響を及ぼした事実は伺われない。また、対象者は、C S R Iとの交渉にお

いて、本事業計画についてC S R Iに対して一定の説明を行っているが、C S R Iの指示により、又はその意をくんで、策定又は修正が行われたという事実も窺われない。したがって、本特別委員会は、本事業計画の承認にあたり、対象者経営陣の本特別委員会に対する説明及び特別委員会との質疑応答に基づき、本事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、その内容に不合理な点は見受けられないものと判断している。

- (c) 大和証券が採用した評価手法は、継続企業を前提とした企業価値評価手法であり、具体的には、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を採用している。市場株価を基準にして、将来キャッシュフローの現在価値を評価に織り込むDCF法を用いて評価上限を把握する評価手法の組み合わせは、企業評価の標準的アプローチに沿ったもので妥当であると認められる。大和証券が採用した評価手法のうち、市場株価法においては、本取引の公表日の前営業日を基準日とし、基準日の終値並びに、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のそれぞれの終値の単純平均値を基に対象者株式の株式価値を算出している。対象者の株価推移については、特別な要因によると思われる重要な変動は存在せず、特段異常な動きはないことからみても、大和証券の算定における株価参照期間は適切であり、市場株価法による価格レンジは十分合理的なものであると判断される。類似会社比較法については対象者と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、対象者株式の株式価値を算出しており、類似会社比較法による価格レンジは十分合理的なものであると判断される。次に、DCF法については、各算出要素において恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定がなされた場合には、最終的な算定結果が大きく変動する可能性がある。かかる観点から、本特別委員会において、大和証券に対してその算定過程についての質問・確認を行ったが、DCF法で採用した各種算出根拠について、特段指摘すべき恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定は見受けられなかった。以上のとおり、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定手法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらず、本特別委員会は、対象者株式の株式価値の検討に当たり、大和証券が作成した本株式価値算定書に依拠することができるものと評価した。
- (d) 本公開買付価格である1株当たり1,187円は、( )市場株価法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、( )類似会社比較法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの範囲内に入る価格であり、かつ、( )DCF法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回る価格であると認められる。以上から、本公開買付価格は、大和証券により算定された対象者株式の株式価値との比較の観点からしても、少数株主にとって不利益ではない水準に十分に達していると考えられる。
- (e) さらに、本公開買付価格は、2025年12月19日(以下「直前営業日」という。)までの東京証券取引所における対象者株式の終値である853円に対して39.16%、同日から過去1ヶ月の平均終値である843円に対して40.81%、同過去3ヶ月の平均終値である861円に対して37.86%、同過去6ヶ月の平均終値である799円に対して48.56%のプレミアムを加えた金額であるとともに、対象者の上場来最高値である1,060円(2025年9月9日の取引時間中の最高値)を上回る価格である。
- (f) M & A指針が公表された2019年6月28日以降から2025年11月28日までに公表し成立した国内上場企業を対象とし資本関係のない第三者間による完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例165件のプレミアム水準(公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値42.74%、直近1ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの中央値43.14%、直近3ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの中央値43.77%及び直近6ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムの中央値46.34%)と比較しても遜色ない水準であり、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されている。
- (g) 本公開買付価格は、対象者の2025年9月30日時点の簿価純資産額である11,149,717千円を自己株式控除後の発行済株式数(5,033,247株)で割ることにより算出した1株当たり純資産である2,215円(本公開買付価格は当該金額との比較で46%のディスカウント)を下回っているものの、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、対象者が所有する資産のうち、工場や本社においては、建築後相当程度の年月が経過し老朽化しており、また工場及び機械装置においては、汎用性が乏しく即時一括での売却が困難であることを踏まえると、簿価により売却することは困難であり、また、工場については、更地での売却が必要であることが見込まれるものの、その場合には不動産鑑定費用に加えて建物の解体費用及び土壌汚染調査費用等が必要になると考えられること、子会社を含めた対象者グループの清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定される。なお、対象者においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される、想定した清算価値を上回っていることの確認までは行っていない。また、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えている。

(h) 本取引においては、一段階目に公開買付けを行い、二段階目に株式等売渡請求又は株式併合を行うという手法が想定され、株式交換等の組織再編によることは想定されていない。本取引の手法は、この種の非公開化取引においては一般的に採用されている方法であり、かつ、二段階目のいずれの手續においても、裁判所に対する売渡価格の決定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。

また、本取引の方法は、株主が受領する対価が現金であることから、対価の分かり易さ、並びにその価値の安定性及び客観性が高いという点で望ましく、対象者の完全子会社化を迅速に行うという要請と、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会と時間の確保を両立させることができるといふ観点でも、特に株式等を対価とする株式交換等の組織再編よりも望ましいと考えられる。公開買付届出書によれば、株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主に対価として交付される金銭が、本公開買付価格に各株主の所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定される予定であることも明らかにされている。さらに、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されておらず、強圧性の問題も小さいと認められる。以上より、買取の方法として公開買付けを伴う二段階買取の方法を採用し、買取対価を現金とすることには、合理性が認められる。

(ウ) 本諮問事項(ウ) (取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているか) に対する答申以下の(a)から(g)までに記載のとおり、本取引では、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保といういずれの視点から見ても充実した公正性担保措置が採用され、かつ、実効性をもって運用されていると認められるから、結論として、本公開買付けを含む本取引に係る手續の公正性は確保されていると認められる。

(a) 本特別委員会は、対象者の独立社外取締役2名及び対象者の独立社外監査役1名計3名により構成される委員会であり、対象者より、本諮問事項について諮問を受け、その諮問事項の検討にあたって、買取行動指針及びM & A指針において特別委員会が果たすべきとされている役割(具体的には、対象会社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、M & Aの是非について検討・判断するとともに、一般株主の利益を図る観点から、( )取引条件の妥当性及び( )手續の公正性について検討すること)を実施している。

(b) 本特別委員会の委員は対象者の独立社外取締役2名及び対象者の独立社外監査役1名で構成されており、各委員について、公開買付者ら、本応募合意株主及び本取引の成否から独立していることが確認されていること、対象者取締役会は、対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び、本特別委員会が本公開買付けを含む本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けを含む本取引に賛同しないこととすることを決議している等が認められることから、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していたと認められる。

(c) 対象者取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から助言を受けている。アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性については、同法律事務所が公開買付者ら、本応募合意株主及び対象者の関連当事者には該当しないこと並びに本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有さないことについて本特別委員会で説明がなされており、対象者は弁護士による独立したアドバイスを取得したと認められる。

(d) 対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付者ら、本応募合意株主及び対象者並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である大和証券から、対象者株式の株式価値に関する資料として本株式価値算定書を取得している。本株式価値算定書においては、複数の算定方法を採用しており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされている。また、算定の前提となる本事業計画の作成にあたって、公開買付者ら又は対象者の役職員による恣意的行動があった事実は認められず、算定にあたって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。以上から、本株式価値算定書は、独立した第三者算定機関による株式価値算定書であると認められる。

(e) 公開買付期間は、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日とされることが予定されている。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保するものと認められる。また、対象者と公開買付者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意は行われぬ。このように、本件では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM & Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていると認められる。

(f) 特別委員会については、M & A指針において、(a)委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、(b)特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、(c)特別委員会における検討経緯や、交渉過程への関与状況に関する情報、(d)特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容等の開示が望ましいとされているが、本プレスリリースにおいて、これら(a)から(d)の要素が記載されている。次に、買収者との取引条件の交渉過程への特別委員会の関与状況については、本プレスリリースにおいて上記のマーケット・チェックの経緯・交渉過程等を含めたプロセスに関する記載がなされている。また、株式価値算定書については、特にDCF法について、( )算定の前提とした対象者のフリー・キャッシュフロー予測、及びこれが当該M & Aの実施を前提とするものか否か、( )算定の前提とした財務予測の作成経緯、( )割引率の種類や計算根拠、( )フリー・キャッシュフローの予測期間の考え方や予測期間以降に想定する成長率等の継続価値の考え方等の開示が例示されているが、本プレスリリースにおいて、本株式価値算定書におけるDCF法の前提とした本事業計画等に大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれている等、事業計画に関する一定の内容が開示されている。最後に、その他の情報についても、M & Aの実施に至るプロセスや当該時期にM & Aを行うことを選択した背景・目的等に関する情報等についても、本プレスリリースにおいて、充実した記載がされているものと認められる。したがって、本取引について、対象者の株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。

(g) 本取引のうち本スクイズアウト手続は、株式等売渡請求又は株式併合方式を用いるスキームにより実行するとされている。当該スキームの実施の過程で、株主には、会社法第179条の8又は会社法第182条の4及び第182条の5の規定により価格決定の申立てを行う権利が認められ、本プレスリリースにおいてその旨が明示的に開示されている。さらに、本プレスリリースでは、本スクイズアウト手続は本公開買付け終了後速やかに行われることが開示されている。また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されておらず、下限についても対象者の総議決権数の3分の2に設定されていることから、強圧性が認められない。以上からすれば、本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

(エ) 本諮問事項(エ) (上記(ア)から(ウ)を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられるか)に対する答申

上記の本諮問事項(エ)に関し、本諮問事項(ア)から本諮問事項(ウ)までの検討を踏まえて、本取引を採用する旨の決定は対象者の一般株主にとって不利益なものではないと認められると考える。

(オ) 本諮問事項(オ) (対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非)に対する答申

本諮問事項(ア)から本諮問事項(エ)までにおいて、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る取引条件の妥当性が確認され、かつ、本取引を行うことの決定が対象者の一般株主にとって不利益なものではないことが確認される。

以上から、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当であると認められる。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、C S R Iとの間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討をしたとのこと。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年12月22日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役8名のうち、8名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取

締役全員の一致により上記の決議を行っているとのこと。なお、上記取締役会には、対象者の監査役4名のうち、4名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

なお、2025年6月27日付で取締役会長を退任した山科氏は、対象者の主要株主かつ筆頭株主（2025年12月22日時点）であり本公開買付けに応募する旨を合意していることから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれを排除する観点から、対象者の取締役の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において本取引に関する検討並びに公開買付者らとの協議及び交渉に参加していないとのこと。

なお、かかる対象者の取締役会決議は、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続により対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのこと。

#### 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、筆頭株主向け意向表明書の提出を受けたC S R Iとの間の協議が開始して以降、公開買付者ら及び本応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのこと。具体的には、本特別委員会の承認を受けた上記体制に基づき、当該検討体制は、全て公開買付者ら及び本応募合意株主から独立性の認められる役職員13名（代表取締役の高橋太氏、市倉由幸氏、坂戸正朗氏、田島誠二氏、甫坂健氏、赤坂茂敏氏、埴淵正伯氏、山本昌平氏並びに平澤勝敏氏及び職員4名）のみで構成することとし、2025年12月22日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのこと。なお、2025年6月27日付で取締役会長を退任した山科氏の関与については、上記「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」のとおりとのこと。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する役職員の範囲及びその職務（対象者の株式価値の評価の基礎となる本事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。）はアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのこと。

#### 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、33営業日に設定しております。このように、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を最短の法定期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

#### (4) 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

#### 株式等売渡請求

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。以下「売渡株主」といいます。）の全員に対して、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式等売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、会社法第179条の3第1項の定めに従って、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全てを取得します。この場合、当該各売渡株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対して、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会において当該株式等売渡請求を承認する予定とのこと。

株式等売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関連法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

## 株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を本公開買付けの決済完了後速やかに開催することを、対象者に要請する予定です（本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本書提出日現在、2026年5月下旬を想定しております。）。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関連法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他関連法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記の通り、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買い取り価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況などによっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算出する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、本公開買付け成立後、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

## (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

## (6) 公開買付けに係る重要な合意

## 本応募契約（山科家応募合意株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、山科氏（所有株式数1,010,417株、所有割合：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）、山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）との間で、各々が所有する対象者株式（所有株式数の合計：1,354,417株、所有割合の合計：26.91%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

本応募契約（山科家応募合意株主）の概要は、以下のとおりです。なお、本応募契約（山科家応募合意株主）において、応募義務の前提条件や応募義務の免除に関する条項は定められておらず、本公開買付価格よりも高額な対抗提案がなされた場合において、山科家応募合意株主の応募義務が免除されることはされておられません。

- ( ) 山科家応募合意株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、速やかに（遅くとも本公開買付けの開始日から5営業日以内に）、山科家応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募するものとし、かつ、応募後はこれを撤回せず、応募により成立する対象者株式の買付け等に係る契約を解除しないものとする。
- ( ) 山科家応募合意株主は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- ( ) 山科家応募合意株主は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

その他、本応募契約（山科家応募合意株主）においては、表明保証（注11）（注12）、表明保証違反時又は義務違反時の補償義務（注13）、契約の解除事由（注14）、秘密保持義務等を定めております。

- (注11) 本応募契約（山科家応募合意株主）においては、山科家応募合意株主の公開買付者に対する表明保証事項として、( ) 必要な権利能力、意思能力、行為能力を有していること、( ) 強制執行可能性、( ) 契約の締結及び履行に必要なとされる許認可等を取得又は履践済みであること、( ) 契約の締結及び履行は、応募株主に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、( ) 支払不能ではなく、応募株主に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、( ) 反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないこと、( ) 応募対象の株式を有効に所有し、同株式に担保権等は存在せず、その権利の帰属に関連して訴訟等はなくそのおそれもないことを定めております。
- (注12) 本応募契約（山科家応募合意株主）においては、公開買付者の山科家応募合意株主に対する表明保証事項として、( ) 日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、( ) 必要な権利能力を有しており、契約の締結及び履行に必要な法令等、定款その他の社内規則において必要な手続を履践していること、( ) 強制執行可能性、( ) 契約の締結及び履行に必要なとされる許認可等を取得又は履践済みであること、( ) 契約の締結及び履行は、公開買付者に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、( ) 支払不能ではなく、公開買付者に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、( ) 反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないことを定めております。

- (注13) 本応募契約(山科家応募合意株主)においては、山科家応募合意株主及び公開買付者は、自らの契約上の義務又は表明保証に違反した場合、これに起因又は関連して相手方が被った損害、損失又は費用を補償しなければならないことを定めております。
- (注14) 山科家応募合意株主及び公開買付者は、相手方当事者に重大な表明保証違反又は重大な義務違反があった場合には、本契約を解除することができることを定めております。

なお、C S R Iは、山科氏との間で、本応募契約(山科家応募合意株主)の締結に向けた協議の過程において、2025年9月26日付で、同日から1年を経過する日までの間、山科氏が、第三者との間で、本取引の実行を困難にし又は本取引の実行の支障になるおそれのある取引に関連し、情報提供、提案、勧誘、協議、交渉、合意又は取引の実行をしないことを約する合意書(以下「2025年9月26日付合意書」といいます。)を締結しております。同合意書においては、2025年11月末日までに本取引が公表されず、かつ、同日までに山科氏と公開買付者の間において本取引に係る法的拘束力を有する最終契約が締結されないことが確実であると合理的に見込まれる場合においては、山科氏は、対象者株式の非公開化を企図しないことが明らかであると合理的に認められる第三者に対し、同氏が保有する対象者株式の全部又は一部を相対で売却することは妨げられないものとされておりましたが、本応募契約(山科家応募合意株主)の締結により、公開買付者に対して、上記( )の義務を負うこととなります。

公開買付者及びC S R Iは、山科家応募合意株主との間で本応募契約(山科家応募合意株主)及び上記2025年9月26日付合意書以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者から山科家応募合意株主に供与される利益は存在しません。

#### 本応募契約(トーン共栄会)

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トーン共栄会(所有株式数587,700株、所有割合:11.68%)との間で、トーン共栄会の会員全員(ただし、契約締結後、トーン共栄会による本公開買付けへの応募前に、トーン共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。)から、トーン共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトーン共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トーン共栄会が所有する対象者株式(所有株式数587,700株、所有割合:11.68%)の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約(トーン共栄会)のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- ( ) トーン共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- ( ) トーン共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トーン共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーン共栄会に供与される利益は存在しません。

#### 本応募契約(その他株主)

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社(所有株式数197,000株、所有割合:3.91%)、株式会社バンダイナムコホールディングス(所有株式数182,500株、所有割合:3.63%)、三井住友信託銀行株式会社(所有株式数170,000株、所有割合:3.38%)、株式会社トッキョ(所有株式数112,400株、所有割合:2.23%)、株式会社小森コーポレーション(所有株式数109,800株、所有割合:2.18%)、ツジカワ株式会社(所有株式数89,600株、所有割合:1.78%)、株式会社日金(所有株式数86,100株、所有割合:1.71%)、株式会社文昌堂(所有株式数50,000株、所有割合:0.99%)、株式会社村田金箔(所有株式数47,400株、所有割合:0.94%)、株式会社三菱UFJ銀行(所有株式数44,000株、所有割合:0.87%)、株式会社シロキホールディングス(所有株式数37,200株、所有割合:0.74%)、王子ホールディングス株式会社(所有株式数33,000株、所有割合:0.66%)、日本紙パルプ商事株式会社(所有株式数32,200株、所有割合:0.64%)、有限会社誠和運輸(所有株式数31,400株、所有割合:0.62%)、並びに、王子マテリア株式会社(所有株式数0株、所有割合:0.00%)との間で、各々が所有する対象者株式(所有株式数の合計:1,222,600株、所有割合の合計:24.29%)の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

このうち、artience株式会社、株式会社小森コーポレーション、ツジカワ株式会社、株式会社トッキョ、株式会社文昌堂、王子ホールディングス株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、株式会社村田金箔、株式会社シロキホールディングス、有限会社誠和運輸及び王子マテリア株式会社との間の各応募契約においては、トーイン共栄会の会員でもある各応募株主は、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要な手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨の規定があります。

なお、株式会社バンダイナムコホールディングスとの間の応募契約においては、本公開買付けに係る買付け等の期間の末日（以下「本満了日」といいます。）までに、公開買付者以外の第三者により、本公開買付価格を超える金額に相当する取得対価により対象者株式を取得する（公開買付け、組織再編その他方法を問いません。）旨の法的拘束力ある申出（具体的かつ実現可能性のあるものに限り、以下「対抗提案」といいます。）が応募株主若しくは対象者に対してなされた場合には、応募株主は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、当該申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は本満了日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価以上の金額に変更しないとき又は対抗提案に応じないことが応募株主の取締役の善管注意義務に違反する可能性がある応募株主が合理的に判断するときは対抗提案に応じることができる旨の規定があります。

株式会社小森コーポレーションとの間の応募契約においては、本満了日までに、公開買付者以外の第三者により、対象者を非公開化することを目的とし、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する取得対価により対象者株式を取得する公開買付け（以下、本段落において「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合、又は、公開買付者以外の第三者により、対抗公開買付けに係る法的拘束力のある具体的かつ実現可能性を有する提案がなされ、その旨が当該第三者又は対象者により公表された場合には、応募株主は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、当該申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は本満了日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに本公開買付価格を対抗公開買付けに係る取得対価以上の金額に変更しないときには、応募株主の応募義務が免除され、応募株主は対抗公開買付けに応募することができる旨の規定があります。

三井住友信託銀行株式会社との間の応募契約においては、本満了日までに、公開買付者以外の第三者により、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する取得対価により対象者株式を取得する買付予定数の上限のない公開買付け（以下、本段落において「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合には、応募株主は、公開買付者に対して、その対応について協議を申し入れることができ、当事者間で協議を行った後、公開買付者に対して通知することにより、応募を撤回することができる旨の規定があります。

株式会社三菱UFJ銀行との間の応募契約においては、公開買付者以外の第三者により、対象者を非公開化することを目的とし、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する取得対価により対象者株式を取得する公開買付けが開始された場合には、応募株主は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、当該申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は本満了日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに本公開買付価格を第三社による公開買付けに係る取得対価以上の金額に変更しないときには、応募株主の応募義務が免除され、応募株主は対抗公開買付けに応募することができる旨の規定があります。

また、株式会社バンダイナムコホールディングスとの間の応募契約においては、( )対象者の取締役会が本公開買付けに関して設置した特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことは相当である旨の答申を行い、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと、( )対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、( )本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれがないこと、( )公開買付者の義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること、並びに、( )公開買付者の表明の重要な点において全てが真実かつ正確であることが、応募株主による応募義務の前提条件とされております。

株式会社小森コーポレーションとの間の応募契約においては、( )本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、( )公開買付者の表明保証（下記（注記16）参照）が重要な点において真実かつ正確であること、( )公開買付者が、応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務を重要な点において履行又は遵守していること、( )対象者の取締役会により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議がなされ、これが公表され、変更若しくは撤回されておらず、これと矛盾する決議が行われていないこと、( )本公開買付けを制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、( )法第166条第2項に定める対象者の業務等に関する重要事実並びに法第167条第2項に定める対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実であって未公表のものが存在しないことが、応募株主による応募義務の前提条件とされております。

本応募契約（その他株主）に共通するその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- ( )各応募株主は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する（なお、株式会社バンダイナムコホールディングスとの間の応募契約においては、応募株主は、本契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分に関する合意を行わず、当該取引に関して能動的に提案し、積極的に勧誘し、又は、協議、交渉若しくは情報提供を行わないものとする（ただし、応募株主が対抗提案に至る合理的な可能性があると認める提案を受領した場合、合理的に必要な範囲で協議若しくは情報提供を行うことは、当該義務の違反を構成しない）旨の規定があります。）。
- ( )各応募株主は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

また、本応募契約（その他株主）においては、表明保証（注15）（注16）、表明保証違反時又は義務違反時の補償義務（注17）、契約の解除事由（注18）、秘密保持義務等を定めております。

- (注15) 本応募契約（その他株主）においては、各応募株主の公開買付者に対する表明保証事項として、( )日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、( )強制執行可能性、( )契約の締結及び履行に必要なとされる許認可等を取得又は履践済みであること、( )契約の締結及び履行は、応募株主に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、( )支払不能ではなく、応募株主に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、( )反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないこと、( )応募対象の株式を有効に所有し、同株式に担保権等は存在せず、その権利の帰属に関連して訴訟等はなくそのおそれもないことを定めております。
- (注16) 本応募契約（その他株主）においては、公開買付者の各応募株主に対する表明保証事項として、( )日本法に準拠して適法かつ有効に設立されていること、( )必要な権利能力を有しており、契約の締結及び履行に必要な法令等、定款その他の社内規則において必要な手続を履践していること、( )強制執行可能性、( )契約の締結及び履行に必要なとされる許認可等を取得又は履践済みであること、( )契約の締結及び履行は、公開買付者に適用のある法令等に違反するものではなく、かつ、司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、( )支払不能ではなく、公開買付者に対する破産手続、民事再生手続その他倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、その原因も存在しないこと、( )反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力といかなる関係も有していないことを定めております。
- (注17) 株式会社小森コーポレーションとの間の応募契約を除き、本応募契約（その他株主）においては、その他株主及び公開買付者は、自らの契約上の義務又は表明保証に違反した場合、相手方が被った損害、損失又は費用を補償しなければならないことを定めております。
- (注18) その他株主及び公開買付者は、相手方当事者に重大な表明保証違反又は重大な義務違反があった場合には、本契約を解除することができることを定めております。

なお、公開買付者は、その他株主との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からその他株主に供与される利益は存在しません。

**対象者による差入書**

本公開買付けに際して、対象者は、公開買付者に対して、2025年12月22日付で、本取引に関し差入書（以下「本対象者差入書」といいます。）を提出しております。本対象者差入書において、対象者は、（ ）同日以降本取引の完了の日までの間、善良なる管理者の注意をもって、対象者グループをして、対象者グループにおいて本対象者差入書作成日現在と重要な点において実質的に同一かつ通常の業務運営の方法及び範囲内において、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、また、行わせるものとし、対象者グループにおいて、一定の行為（注19）又はその決定を行う場合には、事前に公開買付者と誠実に協議するものとし、自ら及び対象者の子会社をして、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、当該行為又はその決定を行わず、また、行わせないものとする（公開買付者は、かかる承諾を不合理に留保、遅延又は拒絶してはならず、対象者が公開買付者に対して承諾を要請してから5営業日以内に回答しなかった場合には、公開買付者はかかる承諾をしとみなす）旨、（ ）対象者は、公開買付者に対し、本取引に関する事実を除き、対象者グループについて、未公表の重要事実等は存在しないことを表明保証する旨、（ ）公開買付けが不成立となった場合には、本対象者差入書は将来に向かってその効力を失う旨を合意しております。

（注19） 具体的には、(1)株式の発行又は自己株式の処分、新株予約権の発行、自己株式の取得又は消却、(2)剰余金の配当その他の処分、(3)重要な設備投資、研究開発投資及びM & A取引（株式若しくは資産の取得若しくは売却、事業譲受又は譲渡を含む。）又はこれに類する取引（いずれも、対象者の2026年3月期の予算に計上済みであり、本対象者差入書作成日以前に対象者取締役会の承認を得ている案件を除く）の全部又は一部の実行又は変更、(4)事業計画又は予算の決定又は変更、(5)本対象者差入書作成日以前の通常の事業運営において支払われてきた対象者グループの役員及び従業員への賞与額を超過する賞与の支払い、(6)対象者グループによる通常の事業運営の範囲を超え又は1件あたり1億円以上の支出又は負担を伴う第三者に対する債務承認や債務保証・債務引受け（本対象者差入書作成日以前に対象者取締役会の承認を得ているものを除く。）並びに(7)会計方針又は会計実務の重要な変更がこれに該当します。

**4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**

**(1)【買付け等の期間】**

**【届出当初の期間】**

買付け等の期間	2025年12月23日（火曜日）から2026年2月16日（月曜日）まで（33営業日）
公告日	2025年12月23日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

**【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】**

該当事項はありません。

**【期間延長の確認連絡先】**

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金1,187円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、対象者に対してC S R I が2025年5月下旬から7月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月19日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（853円）を参考にいたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格1,187円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月19日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値853円に対して39.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値843円に対して40.81%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値861円に対して37.86%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値799円に対して48.56%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格1,187円は、本書提出日の前営業日である2025年12月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である870円に対して36.44%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。</p>

## (3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,033,247 (株)	3,355,500 (株)	(株)
合計	5,033,247 (株)	3,355,500 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,355,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(6,377,500株)から同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	50,332
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月23日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月23日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	50,318
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,033,247株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月23日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外されるものを除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,377,500株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した5,033,247株に係る議決権の数(50,332個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

## (1)【株券等の種類】

普通株式

## (2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。))。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりま

せんが（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、「事前届出に係る株式取得に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされており（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、本書提出後速やかに事前届出を行う予定です。したがって、本株式取得に関しては、上記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」記載の公開買付期間中に、取得禁止期間及び措置期間は終了する予定です。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく取得禁止期間及び措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

#### 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2025年12月22日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

#### (3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrader.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

#### ・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

申込書に記載された氏名・住所・生年月日のすべてが確認できるものをご準備ください。

野村證券株式会社の受付日時時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください（窓口にて写しをとらせていただく場合があります。）。

コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続きの時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[ 1 ] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれかが1点が必要です。

[ 2 ] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）	マイナンバーカード（個人番号カード） オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A]又は[B]よりいずれか1点
通知カード 現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A]のいずれか1点、又は[B]のうち2点 オンライン専用支店に口座を開設する場合、[A]又は[B]よりいずれか2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[ A ] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
 旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書  
 2020年2月4日以降に発給申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[ B ] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要  
 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
 資格確認書（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要となります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号  
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

## 8【買付け等に要する資金】

## (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	5,974,464,189
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	60,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	6,039,464,189

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(5,033,247株)に本公開買付価格(1,187円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

## 【届出日前の借入金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

## ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
子会社の経営管理及びこれに附帯又は関連する一切の事業	公開買付者親会社	買付け等に要する資金の借入れ	10,134,517
計(c)			10,134,517

(注) 公開買付者親会社は、公開買付者の議決権の100%を有しております。公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、2025年12月22日付で、公開買付者親会社から10,134,517千円を限度としてインターカンパニー・ローンによる融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。

公開買付者親会社は、公開買付者親会社に対する出資の裏付けとして、C S R I 運営ファンドより、本公開買付けが成立した場合には、6,434,517千円を限度として出資(以下「C S R I 運営ファンド出資」といいます。)を行う用意がある旨の出資証明書を2025年12月22日付で取得しております。

C S R I 運営ファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含みます。以下同じです。)に基づき組成された投資事業有限責任組合です。C S R I 運営ファンドに対する出資コミットメントは、国内外の金融機関、政府系ファンド、投資会社、ファンドオブファンズ、ファミリーオフィス、慈善基金、事業会社及び個人の各機関投資家である有限責任組合員により行われています。

C S R I 運営ファンドの有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額として、C S R I 運営ファンドに金銭出資を行うことを約束しており、C S R I 運営ファンドの無限責任組合員であるC S R I 及び企業支援総合研究所有限責任事業組合から金銭出資の履行を求める通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、各自の出資コミットメントの上限額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員は、その出資義務を免れるものではなく、無限責任組合員であるC S R I 及び企業支援総合研究所有限責任事業組合は、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

また、公開買付者親会社は、公開買付者親会社に対する本銀行融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行より22億円を限度として、株式会社三井住友銀行より15億円を限度として、合計37億円の融資を行う用意がある旨の各融資証明書をそれぞれ2025年12月19日付で取得しております。なお、当該各融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である各融資証明書記載のものが定められる予定です。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,134,517千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

### (2)【決済の開始日】

2026年2月24日(火曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

### (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,355,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,355,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしウ及びワないしツ、第3号イないしチ及び又、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実基準事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

**( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】**

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

**( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】**

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

**( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】**

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

**( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】**

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

**( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】**

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び令第30条の2に規定する方法により公表します。

**( 8 ) 【その他】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第 2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### ( 1 ) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	概要
2025年 6 月	商号を C S R I 5 号株式会社、本店所在地を東京都中央区、資本金を 1 万円とする株式会社として設立。
2025年12月	本店所在地を東京都千代田区に移転。(注)

(注) 公開買付者の設立時の所在地は東京都中央区京橋一丁目 6 番12号であるところ、2025年12月15日、東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号 新大手町ビルに本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### ( 会社 の 目的 )

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
- 2 . その他前号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

###### ( 事業 の 内容 )

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有し、本公開買付け後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年12月23日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000円	1 億株

##### 【大株主】

2025年12月23日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
C S R I 4 号株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号 新大手町ビル	100,000	100
計	-	100,000	100

##### 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年12月23日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	-	前田 拓	1984年 8 月17日	2010年 4 月 2012年 6 月 2020年 4 月 2022年 4 月 2025年 6 月 ゴールドマンサックス証券株式会社入社 ベインキャピタル・アジアLLC(現ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパンLLC)入社 株式会社KKRジャパン入社 合同会社企業支援総合研究所(現株式会社企業支援総合研究所) 代表取締役(現任) 公開買付者 取締役(現任)	-
計					-

( 2 ) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年6月24日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	( 個 )	( 個 )	( 個 )
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計			
所有株券等の合計数			
( 所有潜在株券等の合計数 )	( )		

2 【株券等の取引状況】

( 1 ) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、本応募合意株主との間で、本応募契約をそれぞれ締結しています。また、対象者は、公開買付者に対して本対象者差入書を差し入れています。本応募契約及び本対象者差入書の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者に対して本対象者差入書を差し入れているとのことです。本対象者差入書の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

## 第 5 【対象者の状況】

### 1 【最近 3 年間の損益状況等】

#### ( 1 ) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

#### ( 2 ) 【1 株当たりの状況】

決算年月			
1 株当たり当期純損益			
1 株当たり配当額			
1 株当たり純資産額			

### 2 【株価の状況】

( 単位：円 )

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2025年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価	688	684	830	1,060	934	890	876
最低株価	666	649	678	746	806	823	818

( 注 ) 2025年12月については、12月22日までのものです。

### 3 【株主の状況】

#### ( 1 ) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）									
所有株式数 （単元）									
所有株式数の割合 （%）									

( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第77期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第78期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

( 2 ) 【上記書類を縦覧に供している場所】

トーイン株式会社

(千葉県柏市新十余二16番地1)

トーイン株式会社 東京本社

(東京都江東区亀戸一丁目4番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、公開買付者は、対象者より、対象者が、公開買付者からの本取引に係る提案に関する分析及び検討を行っている中、2025年10月2日に、公開買付者以外の第三者（本後行提案者）から対象者を本後行提案者の完全子会社とするための取引（本後行提案取引）に関する初期的な意向表明書を受領した旨の伝達を受けております。対象者は、2025年10月10日の取締役会において、本取引に加えて本後行提案取引についても、対象者の資本政策の一環として検討すること及び本特別委員会において諮問することを決議したとのことです。山科氏から本後行提案者に対して、2025年10月30日付で、山科氏が所有する対象者株式を本後行提案者に対して譲渡する意向がない旨の書面（2025年10月30日付書面）が提出されたとのことです。2025年10月30日付書面を受けて、本後行提案者から対象者に対して、本後行提案取引は山科氏との間の応募合意が前提条件であるため、上記の山科氏の意向下において、本後行提案取引の検討を積極的に進めることが難しいとの見解が示されたことから、対象者と本後行提案者は本後行提案取引に係る協議を中止したとのことです。対象者は、本後行提案者による2025年10月2日付提案以外には、本取引に係る提案に関する提案を受領していないとのことです。なお、公開買付者は、本後行提案取引における公開買付けに係る買付け等の対象となる株券等の種類が対象者の普通株式である点を除き、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定めるその他の事項（公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称、住所又は所在地、買付け等の期間、価格、買付予定の株券等の数及び法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容等）については対象者より伝達を受けておらず、いずれも不明です。

## 6【その他】

### (1) 「（開示事項の経過）新工場建設に関するお知らせ」の公表

対象者は、対象者が2024年1月31日付の「固定資産（土地）の取得に関するお知らせ」において公表した柏工場の一部機能を移転するための茨城県つくばみらい市の工場用地の取得に関連して、その後新工場建設計画の検討を行っていたところ、2025年12月22日開催の対象者取締役会において、当該工場用地への新工場建設計画を決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年12月22日付で公表した「（開示事項の経過）新工場建設に関するお知らせ」をご参照ください。

### (2) 「2026年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月22日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年3月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が2025年12月22日付で公表した「2026年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。